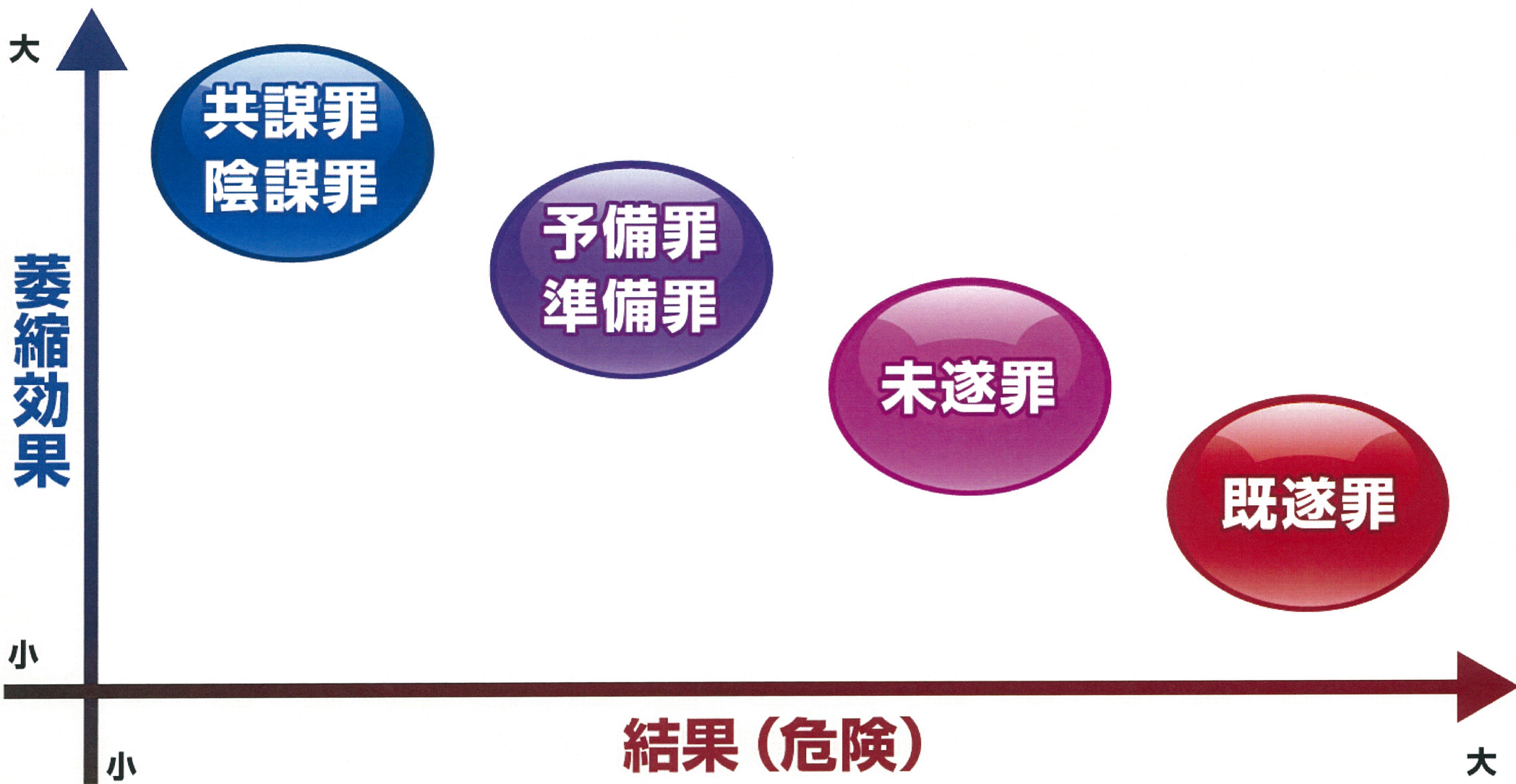


犯罪の種類と萎縮効果



サリン等による人身被害の防止に関する法律

(定義)

第二条 この法律において「サリン等」とは、サリン（メチルホスホノフルオリド酸イソプロピルをいう。以下同じ。）及び次の各号のいずれにも該当する物質で政令で定めるものをいう。

- 一 サリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有すること。
- 二 その原材料、製法、発散させる方法、発散したときの性状その他その物質の特性を勘案して人を殺傷する目的に供されるおそれ並びに発散した場合の人の生命及び身体に対する危害の程度が大きいと認められること。
- 三 犯罪に係る社会状況その他の事情を勘案して人の生命及び身体の保護並びに公共の安全の確保を図るためにその物質についてこの法律の規定により規制等を行う必要性が高いと認められること。

衆議院 法務委員会 法務省刑事局長答弁

(昭和 45 年 4 月 28 日)

○第三条に申します予備と未遂の関係でございますが、これは一般刑法と申しますか、刑事法における観念と全く同じでありまして、予備といひますのは、御案内のとおり、**犯罪を実現するための一切の予備行為であって実行の着手に至らないもの**ということになるわけでございます。実行の着手というものは、一般の刑法の観念で律していくべきものであると考えております。

参議院 法務委員会 法務省刑事局長答弁

(昭和 45 年 5 月 12 日)

○質問 そうしますと、航空券を購入する行為ですね、これの裏づけはどういうことになるのですか。

○刑事局長答弁 この本法案（※航空機強取等処罰法）の場合、第三条は「第一条第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者」というふうになっております。したがって、航空券を買ったという場合にも、第一条の行為をやると、ハイジャックをやるというその目的でその当該の航空券を買ったというような場合が、第三条の予備に当たるわけでございます。

安倍晋三総理答弁

(衆議院予算委員会 平成 29 年 1 月 26 日)

共謀罪というのは、まさにここで、例えば、そんな組織的なものでなくとも、ぱらぱら集まって今度やってやろうぜという話をしただけでこれはもう罪になるわけであり
ます…

